（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正）

第百十九条　政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第十条の十四を削る。

第十二条第四項中「第十条の十四」を「第十条の十三」に改める。

（更生保護事業法の一部改正）

第百二十条　更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の七を次のように改める。

第三十二条の七　削除

第三十二条の八第二項中「前三条」を「第三十二条の五及び第三十二条の六」に、「第三十二条の六」を「同条」に改める。

（保険業法の一部改正）

第百二十一条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「第八百七十条（第二号及び第五号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第三号」に改める。

第四十条第三項、第四十七条第三項、第五十三条の十二第八項及び第五十三条の十五中「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第五十三条の十六及び第五十三条の二十一中「第八百七十条（第一号」を「第八百七十条第二項（第一号」に、「聴取）」を「聴取」、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）に、「第四号」を「第五号」に、「即時抗告」を「即時抗告」、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

第五十三条の二十五第二項及び第五十三条の二十七第三項中「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第五十三条の二十八第六項中「第八百七十条（第一号」を「第八百七十条第二項（第一号」に、「聴取）」を「聴取」、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）に、「第四号」を「第五号」に、「即時抗告）」を「即時抗告」、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

第五十三条の三十二中「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第六十一条の七第八項中「第八百七十条（第三号」を「第八百七十条第一項（第二号」に改める。

第六十一条の八第二項中「第八百七十条（第十号から第十二号まで」を「第八百七十条第一項（第七号から第九号まで」に改める。

第六十三条の二中「第八百七十条（第十三号」を「第八百七十条第一項（第十号」に、「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第七十一条中「第八百七十条（第四号」を「第八百七十条第二項（第二号」に、「聴取）」を「聴取」、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）」に、「第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）」を「第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）」に、「第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

第九十六条の四中「第八百七十条（第二号及び第七号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第四号」に改める。

第九十六条の五第三項、第百六十五条の五第二項及び第百六十五条の六第二項中「第八百七十条（第四号」を「第八百七十条第二項（第二号」に、「聴取）」を「聴取」、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）」に、「第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）」を「第五号に係る部分に限る。）（即時抗告）」に改める。

第百七十一条中「第八百七十条（第十五号」を「第八百七十条第二項（第五号」に、「聴取）」を「聴取」、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）」に、「第四号に」を「第五号に」に、「即時抗告）」を「即時抗告」、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

第百八十条の五第三項中「第八百七十条（第三号」を「第八百七十条第一項（第二号」に改め、同条第四項中「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第百八十条の九第五項中「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第百八十条の十五中「第八百七十条（第一号」を「第八百七十条第二項（第一号」に、「聴取）」を「聴取」、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）」に、「第四号」を「第五号」に、「即時抗告）」を「即時抗告」、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

第二百四十九条の二第十一項中「一週間」を「二週間」に改め、同条第十二項を次のように改める。

12　非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五条（管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所）、第六条（優先管轄等）、第七条第二項（管轄裁判所の指定）、第四十条（検察官の関与）、第四十一条（検察官に対する通知）、第五十六条第二項（終局決定の告知及び効力の発生等）並びに第六十六条第一項及び第二項（即時抗告をすることができる裁判）の規定は、代替許可に係る事件については、適用しない。

（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正）

第百二十二条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第八百七十条（第十五号に係る部分に限る。）」を「第八百七十条第二項（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二」に、「第四号に係る部分に限る。）」を「第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条の二」に改める。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正）

第百二十三条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第百三条の十を削る。

第百四条第二項中「前三条」を「前二条」に、「第百三条の九」を「前条」に改める。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第百二十四条　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の七を次のように改める。

第三十二条の七　削除

第三十二条の八第二項中「前三条」を「第三十二条の五及び第三十二条の六」に、「第三十二条の六」を「同条」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第百二十五条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第八百七十条（第二号及び第五号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第三号」に改める。

第三十一条第八項中「第八百七十条（第六号」を「第八百七十条第二項（第三号」に、「聴取）」を「聴取」、第八百七十条の二（申立書の写しの送付等）」に、「第四号」を「第五号」に、「即時抗告）」を「即時抗告」、第八百七十二条の二（抗告状の写しの送付等）」に改める。

第三十六条第五項中「第八百七十条（第七号」を「第八百七十条第一項（第一号及び第四号」に改める。

第五十八条第二項、第七十六条第六項、第八十一条第二項及び第八十五条中「第八百七十条（第二号」を「第八百七十条第一項（第一号」に改める。

第百二十七条第八項中「第八百七十条（第三号」を「第八百七十条第一項（第二号」に改める。

第百二十九条第二項中「第八百七十条（第十号から第十二号まで」を「第八百七十条第一項（第七号から第九号まで」に改める。